

2020年2月28日
株式会社七十七銀行

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者さまへの制度融資の取扱いについて

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）では、今般の新型コロナウイルス感染症による直接的・間接的に影響を受けられた事業者さまの資金ニーズに対し、下記制度融資の取扱いを行っておりますのでお知らせします。

記

1. 制度融資名

- (1) 宮城県中小企業経営安定資金 経営環境変化対策資金（セーフティネット5号）
（以下「セーフティネット5号資金」という。）
- (2) 宮城県中小企業経営安定資金（一般資金）（以下「一般資金」という。）
- (3) 宮城県小口事業資金（以下「小口資金」という。）

2. 対象者

新型コロナウイルス感染症による直接的・間接的に影響を受けられた宮城県内の事業者さま

3. 制度融資の内容

別紙のとおり

以上

(別 紙)

制度融資の内容

	セーフティネット5号資金	一般資金	小口資金
取扱店	宮城県内営業店		
ご融資対象者	中小企業信用保険法第2条第5項5号(注)に該当し市町村長の認定を受けた宮城県内の事業者さま 注. 指定業種に属する事業者さま	次のいずれかに該当する宮城県内の事業者さま 1. 経営基盤、経営体質の改善を必要とする方 2. 経済の変動等外部要因により経営が不安定化している方	常時使用する従業員が20人以下(商業またはサービス業は5人以下)の宮城県内の事業者さま
お使いみち	運転資金または設備資金		
ご融資金額	8,000万円以内		2,000万円以内
ご融資期間	10年以内 注. 据置期間2年以内	1. 運転資金 7年以内 2. 設備資金 10年以内 注. 据置期間1年以内	7年以内 注. 据置期間1年以内
ご融資利率 (固定金利)	年1.60%	1. 融資期間1年以内 年1.50% 2. 融資期間1年超 年1.90%	1. 融資期間1年以内 年1.45% 2. 融資期間1年超 年1.85%
ご融資形式	1. 期日一括返済 手形貸付 注. 小口資金の場合、商業手形も含みます。 2. 元金均等返済または元利均等返済 証書貸付		
ご返済方法	1. 融資期間1年以内 期日一括返済 2. 融資期間1年超 元金均等返済または元利均等返済		
担保	不要		
保証人	宮城県信用保証協会保証 1. 法人 代表者 2. 個人事業者 不要		

注. 宮城県外の事業者さまにおかれましても、新型コロナウイルス感染症にかかる「融資ご相談窓口」またはフリーダイヤルにてご相談を承っております。

以上